

2. 健康・医療分野の対応

- 価値のある健康・医療データが収集・活用され、それを基にしたIoT・AI等の革新的技術が医療現場で活用され、医療の質が高度化していく。また、個人、企業、保険者、医療関係者の連携により、予防・重度化防止も含め、個人々に最適な健康・医療サービスが提供される。さらに、膨大な医療等データを安全で効率的に活用することにより、革新的な創薬・医療機器開発等につなげていく。
→ こうした姿を実現するためには、患者・国民自身や医療現場がメリットを感じられることが重要であり、それを可能にするような、オールジャパンでの医療等データの利活用基盤の構築が不可欠。
- さらに、AI、IoT等の技術革新の現場での活用を進めるためには、研究開発の後押しに加え、その成果を、報酬体系や、人員・施設基準等の制度に位置づけていくことが必要。

1. オールジャパンでの医療等データ利活用基盤の構築

- 医療等IDや代理機関制度の稼働にとどまらず、2020年度には、
・患者・国民が自身の医療・健康等情報を全国どこからでも確認・活用でき、
・最新のデータを基に、AIによる現場の診療支援や、現場の働き方改善に活用できる仕組みを備え、
・産官学の多様なニーズに応じてビッグデータを提供するシステムを、世界に先駆けて本格稼働させるべき。
- こうしたシステムの構築の際、医療現場や患者・国民自身がデータ提供によるメリットを実感できる仕組みの構築が必要。具体的にどのような仕組みを構築し、インセンティブ設計や費用負担の在り方をどうするか、役割分担を含め、具体的な検討を加速するべき。その際、関係省庁や関係団体で検討が進んでいる取組みについて、全体として一つのネットワークとして機能することが重要。
- 医療現場のデータのデジタル化・標準化を飛躍的に高め、日本全体の医療等データ利活用システムを効率的に稼働させるため、2020年度には、規格に準拠したデータの扱いをルール化すべき。
- 健康・医療データを活用した予防・健康管理への取組を加速するため、保険者インセンティブの強化など、更なる促進策を検討すべき。

2. AI、IoT等の技術革新の人員基準や診療報酬への組み込み

- AIによる診療支援や、IoTを活用した遠隔診療、データを活用した合理的な人員配置による医療関係者の働き方の見直し等について、
・2018年度診療報酬改定で、遠隔診療の場合の報酬上の評価を、対面と同等に扱う範囲を大幅に拡充する方向で検討するとともに、
・2020年度診療報酬改定時に、以下について、報酬での評価や人員・施設基準での対応を実現。
- エビデンスある遠隔診療は、原則、対面診療と同等に報酬上評価
- AIによる診療支援を評価、
- データに基づく人員基準の柔軟化を認める
- このためのエビデンス構築に向け、国全体のプロジェクトとして、本年度から、これら研究への支援を重点化するべき。

参考：人工知能を活用した診療支援システム（開発中）

(2016年10月26日構造改革徹底推進會合 自治医科大学 石川教授プレゼン資料より)

